混合酸化物燃料の加工施設	次の算式により算定した金額 c×d
使用済燃料の貯蔵施設	次の算式により算定した金額 e×f

（備考）

一　aは、本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数

二　bは、十九万一千円

三　cは、トンHMを単位とする混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数

四　dは、三千八百十八万一千八百円

五　eは、トンを単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数

六　fは、四十九万円

別表第六（第九条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	三百円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	四百円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	五百円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	六百円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	七百円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	八百円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九百円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	千円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	千百円
九百万キロワット以上	千二百円

別表第七（第九条関係）

原子力発電供用施設の新設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	三千円	
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	千八百円	
原子力発電供用施設の増設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	第九条第一項第一号イ(2)の算式により算定して得た数×d／a＋三千円×e／a	
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	第九条第一項第一号イ(2)の算式により算定して得た数×d／a＋千八百円×e／a	
大型再処理施設の新設の工事が開始された市町村	特別単価適用開始年度から三年間	二千四百円	
	特別単価適用開始年度の三年後の年度から二年間	千八百円	

（備考）

一　当該市町村が原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発電供用施設隣々接市町村である場合にあっては、当該市町村が産業再配置促進環境整備費補助金交付規則（昭和四十八年通商産業省告示第三百三号）第三条に定める特別誘導地域に指定された市町村又は過去五年間で域内の総人口が減少している市町村に限る。

二　aは、第九条第一項第一号イに定めるところによる。

三　dは、当該市町村の事業所内に設置されている既存の原子力発電供用施設の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力

四　eは、当該市町村の事業所内において増設の工事が開始された原子力発電供用施設の基準日の属する月の前々月の末日における出力

別表第八（第十条関係）

表（一）

発電用施設等の種類	発電電力量
一　一般電気事業者により設置が行われている発電施設	
イ　交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 a×b×c×j
ロ　交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 （a×d×c＋a×e×c×f）×j
ハ　交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 a×b′×c×f×j
二　卸電気事業者、特定規模電気事業者又は卸供給事業者により設置が行われている発電施設	
イ　交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 g×b×c×j
ロ　交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 （g×d×c＋g′×e×c×f）×j
ハ　交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 g′×b′×c×f×j
三　機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設（整備法施行令第十二号に掲げる施設で、原子力発電施設又は原子力発電施設を設置した工場又は事業所内における使用済燃料の再処理施設（同じ。）、使用済燃料の貯蔵施設（燃料の加工施設（酸化ウラン燃料及び混合酸化物燃料を設置するものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（燃料の加工施設（酸化ウラン燃料及び混合酸化物燃料を設置するものを除く。）を除く。））	
イ　交付年度の前々会計年度の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 h×b×i×j
ロ　交付年度の前々会計年度において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 （h×d×i＋h′×e×i×f）×j
ハ　交付年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度において使用が開始されたものを含む。）	次の算式により算定して得た数 h′×b′×i×f×j